

平成17年7月14日

各 位

会社名株式会社 スパンクリートコーポレーション所在地東京都文京区本郷四丁目9番25号代表者の代表取締役社長役職氏名原 田 穣(銘柄コード 5277)問合せ先取締役 東 村 友 次

TEL. 03 (5689) 6311

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 7 月 14 日に開催いたしました取締役会におきまして、当社第 43 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条 J 20 および商法第 280 条 J 21 の規定に基づく「役員退職慰労金の精算支給として新株予約権を発行する件」の具体的な発行内容を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

「役員退職慰労金の精算支給として新株予約権を発行する件」の発行内容

- (1)新株予約権の名称 株式会社スパンクリートコーポレーション第2回新株予約権
- (2)新株予約権の発行日 平成17年8月1日
- (3) 新株予約権の割当を受ける者 当社の常勤取締役6名(以下「対象者」という。)
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 161,000 株

ただし、当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割又は併合の比率

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は その他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数 は適切に調整される。

(5)発行する新株予約権の数

161 個

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(6)新株予約権の発行価額

無償とする。

(7) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の払込金額(以下「行使価額」という。)は、各新株予約権の行使により発行 又は移転する株式の数に1円を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により 行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額×1/分割・併合の比率

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 161,000 円

(9)新株予約券の行使期間

平成 17年8月1日から平成32年8月31日までとする。

(10)新株予約権の行使条件

対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた取締役を退任したときに限り、 新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の取 締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日よ り10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予 約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(11)新株予約権の消却事由および条件

対象者が上記(10)に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当該対象者の有する新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(12)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(13) 行使請求受付場所

当社本店 総務部

(14) 払込取扱機関

株式会社みずほ銀行 東京支店

(15)新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により、当社が新株を発行する場合における新株 1 株当たりの発行価額 (以下、「1 株当たり発行価額」という。)中資本に組み入れない額は、1 株当たり発行価額 から、資本に組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは、1 株当たり発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

## (ご参考)

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 17年5月25日

2. 定時株主総会の決議日 平成17年6月28日

以上